

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和16年12月31日まで)

秋本交企第35号
令和6年3月4日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の事務処理要領」の制定について(例規)

秋田県警察における自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の事務処理については、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の運用要領」の制定について(例規)(令和5年2月21日付け秋本交企第32号。以下「旧例規」という。)に基づき運用してきたところであるが、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)等が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の事務処理要領」を制定し、令和6年4月1日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3月31日をもって廃止する。

この担当 交通企画課安全教育係 (☎5032、5033)

別添

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）等の関係法令に基づく自動車運転代行業に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 事務取扱責任者

自動車運転代行業に係る事務の適正な処理を図るため、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）及び警察署に事務取扱責任者を置くものとし、警部の職にある警察官を充てるものとする。

第3 認定事務

1 申請

自動車運転代行業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に対して、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に規定する認定申請書（規則別記様式第1号）に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「令」という。）第1条に規定する添付書類及び規則第5条に規定する添付書類（以下「認定申請書等」という。）をそれぞれ添付し申請するものとする。

2 受理

(1) 警察署における対応

警察署長は、認定申請を受理したときは、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に対して、申請を受理した旨を報告し、認定申請に係る受理番号の交付を受けた上で、認定申請書及び自動車運転代行業関係受理簿（別記様式第1号。以下「受理簿」という。）に記載するものとする。

なお、認定申請書は、その正本を交通企画課長に送付するものとし、警察署長においては副本を管理するものとする。

(2) 交通企画課における対応

交通企画課長は、警察署長から申請受理の報告を受けたときは、受理番号を交付するとともに、自動車運転代行業管理簿（別記様式第2号）に必要事項を記載して管理するものとする。

3 調査

交通企画課長は、申請者が法第3条各号に規定する欠格事由に該当するか否か、認定申請書等を点検するほか、次に掲げる方法により調査するものとする。

(1) 法第3条第1号及び第2号に係る調査

申請者（法人の場合は役員）の本籍地の市区町村長に対して、自動車運転代行業の認定に係る欠格事由の調査について（照会）（別記様式第3の1号）により照会し、自動車運転代行業の認定に係る欠格事由の調査結果について（回答）（別記様式第3の2号）により回答を得るなどして調査するものとする。

なお、申請者が外国人の場合は、法第3条第2号に該当するか否かを、上記の調査方法により申請者の住所地を管轄する地方検察庁に対して行い、道路交通法（昭和35年法律第105号。）に係る犯歴に関しては東京地方検察庁に対して行うものとする。

(2) 法第3条第3号に係る調査

自動車運転代行業に係る取扱い状況に関する既存の資料を確認するなどして調査するものとする。

(3) 法第3条第4号に係る調査

警務部情報管理課照会センターに対して照会を行い、申請者等が暴力団員等として登録されている旨の回答を得た場合は、刑事部組織犯罪対策課長に照会するなどして調査するものとする。

4 認定等

(1) 認定の通知

交通企画課長は、申請者が法第5条第2項に該当すると認めるときは、同条第4項に規定する手続を経て自動車運転代行業者（以下「代行業者」という。）として認定し、認定通知書（別記様式第4号）により警察署長を経て申請者に通知するものとする。

(2) 認定の拒否

交通企画課長は、申請者が法第5条第3項に該当すると認めるときは、同条第4項に規定する手続を経て代行業者としての認定を拒否するものとし、認定に関する通知書（別記様式第5号）により警察署長を経て申請者に通知するものとする。

(3) 台帳の備付け

交通企画課長及び警察署長は、自動車運転代行業者認定台帳（別記様式第6号。以下「台帳」という。）を備え付けるものとする。

第4 変更届出事務

1 変更の届出

警察署長は、代行業者から法第8条の規定により変更届出書（規則別記様式第3号）及び変更事項を疎明する令第3条に規定する添付書類（以下「変更届出書等」という。）を受理したときは、その正本を交通企画課長に送付し、副本を管理するものとする。

2 主たる営業所の所在地の変更について把握した場合

(1) 届出先の教示

警察署長は、変更届出書の内容により代行業者が主たる営業所の所在地を他の警察署の管轄区域に変更したと認めるときは、代行業者に対して変更後の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない旨を教示するものとする。

(2) 県内の警察署間における変更

交通企画課長は、県内の警察署間において代行業者の主たる営業所の所在地が変更されたときは、変更後の警察署長に台帳の写しを送付するとともに、変更前の警察署長には当該事項を通知するものとする。

(3) 他都道府県警察の管轄区域への変更

交通企画課長は、代行業者が主たる営業所の所在地を他都道府県警察の管轄区域

に変更したと認めるときは、関係書類を当該都道府県警察本部の自動車運転代行業に係る事務を担当する部局等（以下「担当部局」という。）に送付するものとする。

第5 廃業等の届出

警察署長は、代行業者から法第9条第1項又は第2項の規定により廃業等届出書（規則別記様式第4号）を受理したときは、交通企画課長に正本を送付し、副本を管理するものとする。

第6 立入検査等

1 立入検査警察職員の指定

立入検査を行う警察職員は、「秋田県公安委員会自動車運転代行業の営業所への立入検査等に関する規程」（平成14年秋田県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）第3条の規定に基づいて指定した者（以下「指定職員」という。）とし、自動車運転代行業営業所立入検査警察職員名簿（別記様式第7号）に登載するものとする。

2 身分証明書

指定職員に対しては、規程第5条に規定する身分証明書（規程別記様式第2号）を交付する。

立入検査を行う指定職員は、身分証明書を携帯し、代行業者に対して提示するものとする。

3 立入検査等の種類

立入検査等は、業務の適正な運営の維持、交通の安全を図ることを目的として行うものとし、以下の種類とする。

(1) 随時立入

既に認定を受けている代行業者（以下「既存業者」という。）を対象として、法に規定された各種義務の履行状況等について検査等を行うものをいう。

(2) 新規代行業者立入

新たに公安委員会の認定を受けた代行業者を対象として、代行業者として必要な各種義務に関する指導を行うものをいう。

(3) 新設営業所立入

既存業者が新たに設置した営業所を対象として、各種義務に関する指導を行うものをいう。

(4) 指導監督立入

次に該当することが判明した代行業者を対象として、指導監督を行うものをいう。

ア 業務中に重大な交通事故を起こし、又は法令違反をしたとき。

イ 不適正な業務を行っていると認められたとき。

4 認定を受けていない代行業者に対する措置

警察署長は、代行業者が法第32条第1項第1号に該当すると認めた場合は、速やかに立入検査等を実施し、営業実態等を把握するものとする。

5 営業実態がない場合の措置

警察署長は、代行業者が法第7条第1項第3号及び第4号のいずれかに該当することが判明したときは、自動車運転代行業者調査報告書（別記様式第8号）により、交通企画課長に報告するものとする。

第7 行政処分事務

1 行政処分等の上申

別表「代行業違反点数一覧表」に該当する違反を認知したときは、行政処分等上申書（別記様式第9号）により、交通企画課長を経由して上申するものとする。

2 行政処分の手続

(1) 聴聞及び弁明の機会の付与

交通企画課長は、代行業者に対し法第7条、第22条、第23条及び第24条の規定による行政処分の必要があると認めたとき又は法第23条第2項の規定により秋田県知事から営業停止命令の要請がされたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、代行業者に対し、次のとおり聴聞及び弁明の機会を付与するものとする。

ア 法第7条の規定による認定取消処分の場合は、聴聞を行うものとする。

イ 法第22条、第23条、第24条、第25条第2項各号の規定による処分を行う場合は、弁明の機会を付与するものとする。

(2) 聴聞及び弁明の通知

交通企画課長は、代行業者に対して聴聞通知書及び弁明通知書を示達するときは警察署長を通じて行うものとし、代行業者に手交するなど確実に伝達するものとする。

3 行政処分の移送等

(1) 他都道府県警察への移送

交通企画課長は、指示、営業停止命令及び営業廃止命令を行う場合において当該処分に係る代行業者が主たる営業所の所在地を他都道府県警察の管轄区域内に変更していたときは、法第25条各項に基づき、速やかに処分移送通知書（規則別記様式第6号）及び関係書類を当該都道府県警察の担当部局に送付するものとする。

(2) 他都道府県警察からの移送受理

交通企画課長は、他の都道府県警察から処分移送通知書及び関係書類の送付を受けたときは、弁明の機会の付与及び処分を速やかに行うものとする。

4 違反行為に対する注意

交通企画課長は、運転代行業者等による関係法令に違反する行為が確認され、その行為が法第22条第1項及び第25条第2項第1号に規定する指示に至らないときは、注意書（別記様式第10号）により注意をするものとする。

5 様式等

代行業者に対する行政処分は、次の表で指定した別記様式により行うものとする。

行政処分	別記様式
認定の取消し（法第7条第1項）	認定取消処分通知書（様式第11号）
指示（法第22条第1項及び第25条第2項第1号）	指示書（様式第12号）
営業の停止（法第23条第1項又は第25条第2項第2号）	営業停止命令書（様式第13号）
営業の廃止（法第24条第1項又は第25条第2項第3号）	営業廃止命令書（様式第14号）

第8 協議等

秋田県知事との協議及び通知は、次の表で指定した別記様式により行うものとする。

協議（通知）事項	別記様式
認定又は認定の拒否に関する協議	認定に関する協議書（様式第15号）
認定取消に関する協議	認定取消しに関する協議書（様式第16号）
変更届出に関する通知	変更届出に関する通知書（様式第17号）
廃業等の届出に関する通知	廃業等の届出に関する通知書（様式第18号）
指示に関する通知	指示に関する通知書（様式第19号）
営業停止命令に係る協議	営業停止命令に関する協議書（様式第20号）
営業廃止命令に係る協議	営業廃止命令に関する協議書（様式第21号）

第9 書類交付

警察署長は、代行業者に対して認定に関する書類又は行政処分に関する書類を交付したときは、受領者から請書（別記様式第22号）の提出を受け、その写しを交通企画課長に送付するものとする。

別表

代行業違反点数一覧表

1 公安委員会関係			注意	指示	指示違反	措置	営業停止		
項	行 為	条 文							
1	○下命容認行為の禁止違反	○道交法75条1項				直ちに指示	過去2年以内の累積点数に		
	無免許	・1号						3	2
	速度	・2号						3	2
	飲酒	・3号						3	2
	過労	・4号						3	2
	駐停車・放置	・7号						2	2
	○名義貸し禁止違反	○法10条			2	2			
2	○法の指示違反	○法22条1項 ○法22条2項				違反に点数付与	指示後1年以内の累積点数に		
	○道交法の規定による指示違反 (速度・駐停車・放置・過労)	○道交法22条の2 1項 51条の4 (道交法75条の8 3項準用含む) 又は66条の2 1項による指示違反						2	1
3	○申請書等虚偽記載	○法5条1項	「注意」	過去2年以内の行政処分等がない場合		違反態様悪質・結果が重大の場合	に		
	○変更届出義務違反	○法8条1項						2	2
	○運転代行業務従事制限違反	○法14条2項						1	2
	○安管未選任	○道交法74条の3 1項						2	2
	○安管業務不履行	○道交法74条の3 2項						1	2
	○副安管未選任	○道交法74条の3 4項						2	2
	○帳簿備付義務違反	○法20条1項						2	2
	○立入検査拒否、虚偽資料提出等	○法21条1項						2	2
	○標識掲示等義務違反	○法6条1項						2	2
	○代行運転自動車標識表示義務違反	○法16条						2	2
	○権限付与義務違反	○道交法74条の3 7項						1	2
	○安管法定講習受講義務違反	○道交法74条の3 9項						1	2

(行政処分等～注意・指示・点数の付与・営業停止命令)

2 国土交通省関係									
1	○保険契約締結義務違反	○法12条	国土交通省関係の基準による			国土交通省関係の基準による	営業停止要請を受けて処分検討		
2	○タクシー類似行為	○道路運送法4条1項、43条1項、78条						2	2
3	○料金掲示義務違反	○法11条						3	2
	○約款掲示等義務違反	○法13条1項、5項						2	2
	○約款届出義務違反	○法13条3項						2	2
	○条件説明義務違反	○法15条						2	2
	○随伴用自動車表示義務違反	○法17条1項						1	2
	○表示等遵守義務違反	○法17条3項						2	2
	○帳簿備置義務違反	○法20条2項						1	2
	○報告義務違反、立入検査忌避	○法21条2項						2	2
	○従事者指導義務違反	○法18条						2	2

自動車運転代行業関係受理簿

警察署

整理 番号	受理 番号	受理年月日	運 転 代 行 業 者 名 (代 表 者 氏 名)	本 部 送 付 年 月 日	認 定 (認定拒否) 年 月 日	認定通知書 交付年月日 (認定番号)	廃業等届出 年 月 日	取扱者 氏 名	備 考
		(届出者氏名)							
		年 月 日 ()	()	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ()	年 月 日		
		年 月 日 ()	()	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ()	年 月 日		
		年 月 日 ()	()	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ()	年 月 日		
		年 月 日 ()	()	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ()	年 月 日		
		年 月 日 ()	()	年 月 日	年 月 日	年 月 日 ()	年 月 日		

別記様式第2号

自動車運転代行業管理簿

受理 番号	受理年月日	管轄署	業者名	本部受理 月 日	照会実施状況		協 議 月 日	認 定 (認定拒否)	確 認 者 (交通企画課長)	署送付 交 付	廃業等届出 年月日	備 考
	処理期限 (受理から45日)	署番号	代 表 者 名	担当者	身 上 前 科	総 合 照 会		月 日 (認定番号)	確 認 者 (課長補佐)			
					発出	照会	発出			送付		
					回答	結果 有・無	回答	()		交付		
					発出	照会	発出			送付		
					回答	結果 有・無	回答	()		交付		
					発出	照会	発出			送付		
					回答	結果 有・無	回答	()		交付		
					発出	照会	発出			送付		
					回答	結果 有・無	回答	()		交付		

年 月 日
第 号

長 殿

長

自動車運転代行業の認定に係る欠格事由の調査について（照会）

下記の者は、自動車運転代行業の認定に当たり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条（□第1号 □第2号）の規定に該当する要件の調査の必要がありますので、別添回答書により回答願いたく照会します。

本籍又は国籍	
ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	
備 考	

【照会官庁の所在地】 〒

【担当者の氏名】

※ 転籍している場合は転籍先をお知らせ願います。

年 月 日

殿

自動車運転代行業の認定に係る欠格事由の
調査結果について（回答）

年 月 日付 照第 号により照会があった、次の者に係る自動車
運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条（□第1号 □第2号）に
該当する要件の有無について、下記のとおり回答します。

本籍又は国籍	
氏 名 生 年 月 日	
備 考	

記

破産宣告及び破産手続 開始決定通知の有無	有 無	(どちらかに○願います)
-------------------------	-----	--------------

- 該当要件なし
- 該当要件については次のとおり

前 科	罪 名	裁 判 所	言 渡 年 月 日	確 定 年 月 日	刑 名 ・ 刑 期	執 行 猶 予 等

第 号

認定通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会

第 号

認定に関する通知書

住所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

自動車運転代行業者認定台帳

受理年月日	年 月 日	届出受理番号	第 号
認定年月日	年 月 日	認定番号	第 号
認定公安委員会名	公安委員会		
名称 (法人の場合はその名称)			
営業所の所在地 (法人の場合は主たる営業所の所在地)	TEL		
個 ・ 法	代表者の住所	住所	
	氏名・生年月日	氏名 年 月 日生	
	電話番号		
変 更 届 出 等 受 理 状 況	届出事項	受理年月日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
随 伴 車			

別記様式第8号

年 月 日

交通企画課長 殿

警察署長

自動車運転代行業者調査報告書

調 査 区 分	<input type="checkbox"/> 休 業 <input type="checkbox"/> 所在不明
主たる営業所の名称 住所地及び営業者の氏名 (法人の場合は代表者)	
認定年月日・認定番号	年 月 日 第 号
休業、所在不明等と 認められる理由	
調 査 者	官職 氏名

別記様式第9号

第 号
年 月 日

秋田県公安委員会 殿

警察署長

行政処分等上申書

行政処分等 を必要とする 自動車運 転代行業者	氏名又は名称				
	住所又は所在地				
	名 称				
	認 定 番 号	第	号		
行政処分等 を必要する 理由					
処 分 歴	1	処分年月日	年 月 日	処分結果	
	2	処分年月日	年 月 日	処分結果	
	3	処分年月日	年 月 日	処分結果	
参 考 事 項					

第 号

注意書

住所

氏名又は名称 殿

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、
今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。
今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとること
があることを申し添える。

記

(違反行為の概要及び関係法令の規定について記載すること)

年 月 日

秋田県警察本部長 印

取扱者の氏名及び連絡先

備考 注意書を交付する際には、当該自動車運転代行業者の経営において責任ある立
場の者から、注意書を受領した旨等を記載させた書面を徴すること。

第 号

認定取消処分通知書

認定年月日

認定番号

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号

指 示 書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項 第25条第2項第1号 の規定により以下のとおり指示します。

指示事項

理由

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号の規定に
より以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

3 理由

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号

営業廃止命令書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定に

より下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日
号

認定取消しに関する協議書

秋田県知事 殿

秋田県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により以下のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項に基づき協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

変更届出に関する通知書

秋 田 県 知 事 殿

秋 田 県 公 安 委 員 会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおりに

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号
年 月 日

廃業等の届出に関する通知書

秋田県知事 殿

秋田県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり廃業等届出書が提出されたので、当該届出書の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

(5) 提出年月日

2 廃止の事由

別添（廃業等届出書の写し）のとおりに

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号
年 月 日

指示に関する通知書

秋田県知事 殿

秋田県公安委員会 印

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
第1号 の規定により指示を行ったので、以下のとおり通知します。 第25条第2項

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

別紙

指示年月日	
指示事項	
指示の理由	
その他参考事項	

※ 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

第 年 月 日
号

営業停止命令に関する協議書

秋田県知事 殿

秋田県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号 の規定により、以下のとおり営業停止命令を行う予定であるので協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

別紙

命 令 年 月 日 (予 定)	
営 業 停 止 命 令 の 内 容	
営 業 停 止 命 令 を 行 う 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

※ 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

第 号
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

秋田県知事 殿

秋田県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ~~第24条第1項~~ ~~第25条第2項第3号~~の規定により以下のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 営業廃止命令の対象となる者

- 2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

請 書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿
(警 察 署)

住所

氏名

次のとおり書類を受領したので請書を提出します。

1 受領日時

年 月 日 午前・午後 時 分

2 受領場所

3 受領した書類

- 認定通知書
- 認定に関する通知書
- 認定取消処分通知書
- 注意書
- 指示書
- 営業停止命令書
- 営業廃止命令書
- その他 ()

(取 扱 い 警 察 署)